

住み慣れた地域で  
安心して暮らしていけるように

# 認知症 コラム

【第10弾】  
「認知症基本法」で変わる、  
これからの地域

こんにちは、認知症地域支援推進員です。令和6年1月、認知症になって自分らしく暮らせる法律「認知症基本法」がスタートしました。今月号から4回に渡り、「認知症基本法から地域の方へ伝えたい(知ってもらいたい)メッセージ」をお届けします。

## 認知症基本法が できた理由とは？

日本では、認知症の方がこれからますます増えていきます。



しかし、これまでの社会では、「認知症になると何もできない」「支えられるだけの存在」と見られてしまうことが多くありました。そのため、本人の気持ちや希望が後回しになったり、住み慣れた地域で暮らし続けることが難しかったりする場面がありました。

そこで、つくられたのが「認知症基本法」です。この法律は、認知症があっても本人の意思が

尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らせる社会をつくることを、国や自治体、地域みんなで進めていこうという約束事です。

### 「メッセージ①」

## 地域の皆さんに 「新しい認知症観」を 知ってほしい

「新しい認知症観とは」どういうことだと思います？ これまでは「認知症＝何もできなくなる」と思われがちでした。そのため、当事者が何かを積極的にするというよりも、むしろ周囲に支えられていくイメージがありました。

新しい認知症観では、「認知症があっても、その人らしさは変わらない」「できることはたくさんある」「伝えたい思いがある」という考え方です。

### 大切な5つのポイント

- 認知症は、病気の一つであり、その人の人生や価値そのものではありません。
- 困りごとは、周りの工夫で減らせます。
- 支えられるだけでなく、地域の一員です。
- 本人の思いや希望を大切にします。
- 早期に相談できる場所があります(例/認知症伴走型支援、初期集中支援チームなど)。

## まとめ

あいさつや声かけ、さりげない見守りなど、日常の小さなかわりが大きな支えになります。認知症になっても、その人らしさは変わりません。一人ひとりのかわりで認知症の方も、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができます。